

確認は済んでいますか？

令和6年10月1日から

指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、

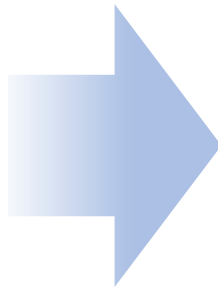
保育の無償化の対象外になります



令和6年9月まで

全ての

認可外保育施設が対象
(届出を行っている施設)



令和6年10月から

指導監督基準
を満たした
施設のみが対象

注1 3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円まで
の利用料が無償化されます。

注2 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設は
滋賀県のホームページで確認できます。